

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり企画提案を募集する。

令和 8 年 5 月 29 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 趣 旨

県内農業農村における女性の起業や経営参画を推進するため、農村女性や指導者となる普及指導員等を対象に、研修や啓発活動等により総合的に支援する事を目的とした地域農業活動支援調査について、一般社団法人岡山県農業開発研究所（以下「開発研究所」という。）を相手方とする随意契約手続を行う予定としているが、開発研究所以外の者で下記 3 の資格要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を招請するものである。

確認の結果、下記 3 の資格要件を満たすと認められる者がいない場合は開発研究所と随意契約手続に移行する。

なお、下記 3 の資格要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、開発研究所と当該応募者の提出する提案書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和 8 年度地域農業活動支援調査
- (2) 業務内容 令和 8 年度地域農業活動支援調査仕様書のとおり

3 技術提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が、以下の項目すべてに登録されており、格付区分が A 又は B であること。
 - ア 大分類 4 調査・研究（情報・通信サービスを除く）
小分類 1 調査・研究（社会経済分野）
 - イ 大分類 9 その他（情報・通信サービスを除く）
小分類 4 研修業務
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 農産加工技術向上研修を実施できる設備を有していること。
- (5) 農産物加工品開発、農村女性の社会参画に関する専門的知識を持ち、それらに関する指導及び研修業務を適切に遂行できる人材を有し、かつ、調査に必要なデータ収集を確実に行うことができ、それを分析する能力及び実績があること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当

する者でないこと。

- (7) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (8) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (9) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (10) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

4 契約条項を示す場所

岡山県農林水産部農産課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県庁7階

電話（086）226-7421

FAX（086）224-1278

5 技術提案参加手続等

この業務委託に参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式第1号）を下記のとおり提出しなければならない。

(1) 仕様書等の配付期間及び場所

①配付期間 令和8年5月29日（金）から令和8年6月8日（月）まで
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②配付場所 上記4の場所に同じ
なお、岡山県農林水産部農産課ホームページからダウンロードできる。

(2) 参加資格確認申請書（様式第1号）の提出期間、場所及び方法

①提出期間 令和8年5月29日（金）から令和8年6月8日（月）まで
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②提出場所 上記4の場所に同じ

③提出方法 持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。また、提出期限内に必着を要する。）

(3) 参加資格要件の審査

参加資格確認申請書が提出された場合、審査を行い、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、その旨を書面により通知する。

この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

(4) 仕様等に対する質問の受付

①受付期間 令和8年5月29日（金）から令和8年6月8日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②方 法 仕様書に対する質問・回答書（様式第2号）によりFAXで行うこと（電話での問い合わせには対応しない。）。なお、送付した旨を電話にて連絡すること。

③宛 先 岡山県農林水産部農産課

FAX（086）224-1278

④そ の 他 技術提案書提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を

申し立てることはできない。

6 技術提案書の提出

技術提案参加者は、仕様書により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年6月15日(月) 午後5時必着
- (2) 提出場所 上記4の場所に同じ
- (3) 提出書類 技術提案書(様式第3号) 1部
地域農業活動支援調査 計画書(様式第4号) 1部
地域農業活動支援調査 見積書(様式第5号) 1部
- (4) 提出方法 持参又は郵便等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。)

7 技術提案書の審査

- (1) 審査方法
岡山県農林水産部内に設置する審査会において、技術提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。
- (2) 審査日
令和8年6月17日(水) (場所等、詳細は、企画提案参加者に別途連絡する。)
- (3) 審査結果の通知
審査後、速やかに書面により通知する。

8 委託予定期間

令和8年6月22日(月) から令和9年3月15日(月) まで

9 契約限度額

2,051,432円(消費税額及び地方消費税額を含む)

10 その他

- (1) 委託候補者の決定後、契約書により契約を締結する。
- (2) 契約保証金は、岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (3) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものと見なすので留意すること。
- (4) 業務の詳細は、別添仕様書による。
- (5) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。